

9.3 振動に係る環境影響評価の結果の概要

調査結果	調査結果															
	◎振動の状況	◎環境振動	◎道路交通振動	◎地盤の状況	◎地盤卓越振動数の変動範囲は5～100Hzの間であり、中心周波数は8～31.5Hzの範囲となっている。											
	計画検討に当たり講じた 環境保全配慮・ 環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視											
工事の実施	<p>環境保全配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事に用いる建設機械は低振動型の建設機械を使用する。 資機材運搬車両等の運行経路の往路、復路を別経路とする。 <p>○建設作業振動 建設機械の稼働に伴い発生する建設作業振動は、大里集落方面の敷地境界（事業実施区域境界）では36.8dB、大里集落端（敷地境界から約1.7km）では30dB未満と予測され、三和集落方面的敷地境界（事業実施区域境界）、三和集落端（敷地境界から約2.6km）ともに30dB未満と予測される。</p> <p>○道路交通振動 資機材運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動は、三和では41.6～41.7dB、与那原では39.7dB、磯辺では35.3～35.5dB、白保では45.9dBの範囲と予測される。</p>	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、建設作業振動、道路交通振動とともに、人が感知し始める程度の振動レベル（60dB程度）より小さくなるものと予測される。したがって、建設機械の稼働及び資機材運搬車両等の運行に伴い発生する振動が事業実施区域周辺に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 ○建設作業振動 事業実施区域及びその周辺は、振動規制法による規制地域の指定はなされていないが、建設作業振動に係る環境保全の基準又は目標は、振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th><th>環境保全の基準又は目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区域</td><td>75 デシベル以下</td></tr> </tbody> </table> <p>建設機械の稼働に伴い発生する建設作業振動は、建設作業振動に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p> <p>○道路交通振動 事業実施区域及びその周辺は、振動規制法に係る規制地域の指定はなされていないが、道路交通振動に係る環境保全の基準又は目標は、「道路交通振動の要請限度」とする。ただし、白保については予測地点が学校に隣接していることから、振動規制法に基づき、「道路交通振動の要請限度」（第1種区域）から5デシベル減じた値60デシベルとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th><th colspan="2">環境保全の基準又は目標（昼間）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種区域</td><td>65 デシベル以下</td><td>三和、与那原、磯辺</td></tr> <tr> <td>60 デシベル以下</td><td>白保</td></tr> </tbody> </table> <p>資機材運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動は、道路交通振動に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	区域の区分	環境保全の基準又は目標	第1号区域	75 デシベル以下	地域の区分	環境保全の基準又は目標（昼間）		第1種区域	65 デシベル以下	三和、与那原、磯辺	60 デシベル以下	白保	<p>事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要ないと判断した。</p>
区域の区分	環境保全の基準又は目標															
第1号区域	75 デシベル以下															
地域の区分	環境保全の基準又は目標（昼間）															
第1種区域	65 デシベル以下	三和、与那原、磯辺														
	60 デシベル以下	白保														
土地又は工作物の存在及び供用	○道路交通振動 昼間については大里では43.8～44.0dB、三和では42.9dB、白保では54.9dB、夜間については大里では34.8dB、三和では34.5dB、白保では49.9dBと予測される。	<p>◎環境影響の回避・低減の検討 飛行場の施設の供用に伴い発生する道路交通振動は、34.5～54.9dBであり、人が感知し始める程度の振動レベル（60dB程度）より小さくなるものと予測されており、道路交通振動が事業実施区域周辺に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、回避され、又は低減されているものと評価した。</p> <p>◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価 事業実施区域及びその周辺は、振動規制法に係る規制地域の指定はなされていないが、道路交通振動に係る環境保全の基準又は目標は、「道路交通振動の要請限度」とする。ただし、白保については予測地点が学校に隣接していることから、振動規制法に基づき、「道路交通振動の要請限度」（第1種区域）から5デシベル減じた値とし、昼間は60デシベル、夜間は55デシベルとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th><th colspan="2">環境保全の基準又は目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種区域</td><td>昼間</td><td>65 デシベル以下</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>60 デシベル以下</td></tr> <tr> <td>昼間</td><td>60 デシベル以下</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>55 デシベル以下</td></tr> </tbody> </table> <p>空港利用車両の走行に伴い発生する道路交通振動は、道路交通振動に係る環境保全の基準又は目標を満足していることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。</p>	地域の区分	環境保全の基準又は目標		第1種区域	昼間	65 デシベル以下	夜間	60 デシベル以下	昼間	60 デシベル以下	夜間	55 デシベル以下	<p>環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>環境保全措置を講じないことから事後調査の必要ないと判断した。</p>
地域の区分	環境保全の基準又は目標															
第1種区域	昼間	65 デシベル以下														
	夜間	60 デシベル以下														
	昼間	60 デシベル以下														
	夜間	55 デシベル以下														